じんけん なかぎさ



長崎県人権·同和問題啓発強調月間 11/11**0**~12/10**0**

😨 みんなの人権110番 👳 子どもの人権110番 🚇 女性の人権ホットライン

0570-003-110 0120-007-110 0570-070-810

長崎県・長崎県教育委員会・長崎県人権啓発ネットワーク協議会

お問合せ:長崎県人権・同和対策課 095-826-2585 長崎県人権・同和対策課 検索

長崎県はV·ファーレン長崎と連携・協力し、人権啓発活動を行っています。

- お互いが尊重できる社会へ-

2023年度作成ポスター



はじめに

昨年(2023年)4月に、すべてのこどもが将来にわたって、幸福な生活をおくることができる社会の実現を目指す「こども基本法」が施行されました。本県においても、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的な人権が守られ、差別的取扱いを受けないといったこども基本法の基本理念を踏まえ、発達段階に応じた切れ目のない施策の充実に努めているところです。同様に、「部落差別解消法」等、人権に関する法律が次々と施行されており、法の主旨を踏まえた施策の推進に努めています。

しかしながら、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者の人権問題、障害のある人や性的少数者、外国人への差別や偏見など、様々な人権問題が発生しております。さらに、インターネット上における誹謗中傷や差別を助長する書き込み等の問題も生じる等、人権を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

そうした中、本県では、「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づき、これらの課題の解決に向け、国・市町・関係団体等と連携して、様々な施策や教育・ 啓発の取組を推進し「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」 を目指しているところです。

本号においては、このような状況を踏まえ、第 I 章では、「知ること」「気づくこと」から身近な人権を考えるきっかけとなる記事を、第 II 章では、学校教育や社会教育の場面で人権学習を行う際に活用できるような「持続可能な地域の人権教育・啓発推進リーダー養成・活用事業」の成果物を、そして第 III 章では、皆様が人権について学んだり、相談したりする際に活用できるよう「人権・同和対策課(人権教育啓発センター)の事業等」の情報を発信することといたしました。

本資料が県民の皆様や人権教育・啓発に取り組む皆様、また関係機関・団体の活動の一助となれば幸いです。

令和6年3月

長崎県県民生活環境部人権・同和対策課長

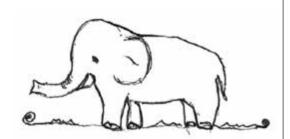
目 次 CONTENTS

はじめに

I 「知ること」「気づくこと」からはじめよう
l みんなちがって みんないい · · · · · · · · · 2
2 定時制・通信制高校の生活体験発表大会 ・・・・・・ 4
3 白杖SOSシグナルに気付いた中学生 ・・・・・・ 6
Ⅱ 持続可能な地域の人権教育・啓発推進リーダー養成・活用事業
I 令和5年度人権·同和教育指導者養成研修・・・・・・ 7
2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム
①ネットにおける人権について考える・・・・・・・・ 8~親子でランキング~長崎市人権教育研究会 横山 耕介 さん
②昼休み人権イベント・・・・・・・・・・・・・ ~マジョリティ側の特権~ 社会教育士・司書 山本 直子 さん
③どこから相談する?・・・・・・・・・・・・・13 人権・同和教育マイスター 梅木澤 茂 さん
Ⅲ 人権・同和対策課(人権教育啓発センター)の事業等
I 人権教育啓発センターを紹介します!・・・・・・16
2 新規購入DVD情報・・・・・・・・・・・18
● 人権出前研修チラシ及び申し込み方法

| みんなちがって みんないい

ぞうさん ぞうさん おはなが ながいのね そうよ 母さんもながいのよ



「あれっあれっ、ぞうさんのお鼻は、僕らのとずいぶんちがうなあ。」

みんなと姿形はちがっていても、「それが私の個性よ。」とばかりに胸を張って答えたぞうさん。「大好きな父さん、母さんとおなじよ。」と語るぞうさん。

とってもすてきですね。

ぞうさんに、そのように感じさせたお父さん、お母さんのすばらしさも伝わってきます。ぞうさん親子の豊かなふれあいを感じる歌ですね。

「きりんさん きりんさん お首が長いのね そうよ 母さんも 長いのよ。」 きりんさんなら、こんな歌になるのでしょうね。 おさるさんなら・・・・・。

もし、ぞうさん、きりんさん、おさるさんが、

- ■きりんさんって、首が長くておかしいな。
- ■ぞうさんだって、鼻が長くて変だよ。
- ■おしりが赤いなんてみっともないよ、おさるさん。・・・など 自分と異なる点を口々に言い合ったらどうなるでしょう。

「みんなちがって みんないい」、最近出会った言葉です。 ちがうことがいけないことなら、みんなおなじにならなければいけませんね。 ぞうさんは、「鼻が長くて、首が長くて、おしりの赤い」動物になってしまいます。 でも、そうなったら、ぞうさんはぞうさんでなくなってしまいます。 みんなとちがうから、ぞうさんは、ぞうさんでいられるのですね。 みんなとちがうからすばらしいんですね。

I 「知ること」「気づくこと」からはじめよう

この「ぞうさん」の歌をつくられた「まど みちお」さんは、このようにおっしゃっています。

目の色が、髪の色がちがっても、 みんな仲よくしようなどとよく言われますが、 わたしは、目の色が、肌の色がちがうから、 すばらしい。ちがうから、仲よくしようと いつも話をしています。

お父さん、お母さん、お子さんの個性について、語り合ってみてはいかがですか。そして、ちがうことのすばらしさ、ちがいを認めることの大切さを教えてあげてください。

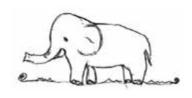
【参考:平成6年度長崎県PTA新聞「いぶき」】

今年度、ある小学校の人権集会を訪問させていただく機会がありました。 その中で、講師の先生から、上記「ぞうさん」の内容についてお話がなされ、 子供たちも先生方も、みんないっしょになって「ぞうさん」の歌を歌いました。 講師の先生は、最後に、

みんなとはちがう自分(いのち)を大切に思うこと。 自分とはちがうみんな(いのち)を大切に思うこと。

についてお話をされました。

自分自身のあり様と周囲への関わり方を振り返らせていただく貴重な機会となりました。ちがいがある。ちがうという現実から互いに学び合える。そこに価値があるのだと感じました。そして、互いが安心して存在できる受容的な環境づくりも大切だと思いました。みなさんは、どのように感じられましたか。



2 定時制・通信制高校の生活体験発表大会

What is your dream?

What is necessary for you to study now?

英語の時間に先生からこう問いかけられたとき、私は英語で、

^rMy dream is to graduate high school.

To enrich my life. 」とは、

即座に答えることはできませんでした。

しかし、その問いに対する日本語の答えはすぐに思い浮かびました。

What is your dream?

あなたの夢は何ですか?

私の夢は、定時制高校を卒業することです。

What is necessary for you to study now? あなたが今勉強するのはなぜですか?

人生を豊かにするためです。



その答えが自然と浮かんだのは、それは、私が定時制高校受験のときに書いた論文の内容だったからです。定時制高校の3年を迎えましたが、未だに夢の世界にいるような、そんな心持ちのときの質問でした。改めて高校入学時の思いを思い出させる機会となりました。

振り返ってみれば、家庭の事情で高校への進学を断念し、中学卒業後、建築の仕事に就きました。日々、生活に追われる中、気付いてみれば60歳、やっと生活と時間に余裕を持てるようになったころ、改めてこれからの人生を考えたとき、心の奥にしまい込んでいた「高校で学びたい」という思いが沸々と湧き上がってきました。

「どうして定時制高校に行くのか?」と何人かの友人から尋ねられました。 「英語を学びたい。パソコンを上手に使えるようになりたい。」

そう答えていた私ですが、その答えは自分自身、しっくりいくものではありませんでした。英語は英会話教室でも勉強できる。パソコン教室だってある。

「なぜ、私は定時制高校に行きたいのだろう。」そのとき、気付いたのです。

進学をあきらめ、人生に悩んだ15歳の私、定時制高校の存在を初めて知り、そこに通う人を羨んだ10代の私、私は自分自身で、高校生活を体験し、肌で感じたいのだ。定時制高校に通い、クラスメートと共に教室で学びたいのだと、その思いに気付いたとき、私は65歳でした。

(中略)

I 「知ること」「気づくこと」からはじめよう

目標は皆勤賞、I日も休まず、遅刻せず、ささやかな目標ですが、私にとっては大きな目標です。これが達成できたら、これからの人生、何事もあきらめないという自信と原動力になると確信しています。定時制高校を卒業するまでに、英語が理解できるようになりたい。

定時制高校に入学して思うのは、それは、ここでの日々は、私にとって価値 ある時間だということです。

To enrich my life. 学ぶことは人生を豊かにします。

私は今68歳、まだまだたくさんの目標があります。

思うようにいかないこともありますが、初心を忘れることなく、これからも一歩ずつ進んでまいります。

長崎県立五島高等学校 定時制3年 下山 春雄

これは、本県の定時制・通信制高等学校生活体験発表大会で、最優秀賞に輝いた下山さんの主張です。全国大会にも出場され、最高賞である文部科学大臣表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。

この主張から、「学ぶとは何か」について、考えさせられる機会を得ました。 その中で、ユネスコ「学習権宣言」(1985年)が頭をよぎり、紐解きました。 すると、次のように記されていました。

学習権とは、読み書きを学ぶ権利であり、質問し、分析する権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読み取り、歴史を書く権利であり、教育の機会に接する権利であり、個人的・集団的技術をのばす権利である。

(中略)

学習権は、未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生存の問題が決着したあとにのみ、得られるものではない。それは、基礎的欲求が満たされたあとの段階で得られるものではない。学習権は、人が生きのびるのに、不可欠なものである。

(中略)

「学習」はキーワードである。

学習権なくしては、人間発達はあり得ない。

(後略)

出典:ユネスコ学習権宣言と基本的人権 編著者 藤田 秀雄

下山さんの主張にふれ、学習(活動)は、私たちの内側にある主体性を溢れ出させるものだと感じました。みなさんは、どのように感じられましたか。

3 白杖SOSシグナルに気付いた中学生

令和5年11月1日、長与町在住の鈴木春夫さん(80歳)から、「白杖SOSシグナル」が発信された。それは、「助けて!」という合図。

鈴木さんは、全盲で難聴者である。

その日、散歩に出掛け、趣味のカラオケを終え、午後4時頃には、タクシーを 使って帰宅する予定だった。

しかし、その日は、タクシーとの連絡が上手くつかず、自宅までの道のりを 歩いて帰っていた。

途中、道路を行き交う車が多いこと、過去に交通事故に遭遇した経験がよ みがえるなど不安が募り、身の危険を感じて立ちすくんでいた。

鈴木さんは、わらにもすがる思いで、白杖を頭上に掲げ、「白杖SOSシグナル」を発信した。

ここに通りかかったのが、長与中 | 年の若菜璃愛さん(13歳)、進藤朱亜さん(12歳)、葉山莉々愛さん(13歳)の3人である。

3人は、この日の「総合的な学習の時間」で、「視覚障害者が困っている合図」と、このポーズを知ったばかりだった。

はじめは、半信半疑であったが、鈴木さんの「助けてください」の声で確信に変わり、事情を聴き、自宅近くまで一緒に歩いたとのこと。

3人は「習ったことが生かせて良かった」「困っている人がいたら今後も助けたい」などと笑顔を見せ、鈴木さんは「シグナルの有無にかかわらず、困った様子の視覚障害者に気付いたら、勇気を出して声をかけて。それが共生社会につながる」と話したとのこと。

【参考: 令和5年11月27日付長崎新聞地域総合欄「全盲男性のSOS気付く」記事】

日々の営みの中で、互いの思いに 想像を巡らすこと。互いに助けてと言 える関係を築くこと。学んだことを暮 らしに生かしていくことの大切さを実 感しました。

みなさんは、どのように感じられま したか。



| 令和5年度人権·同和教育指導者養成研修

■ねらい

人権・同和教育指導者と今後、登録が期待される指導者を対象に、対象者の活動内容に応じた実践的な研修を実施することで、指導者の資質と意欲を向上させるとともに、新たな登録者の増加を図る。併せて、学習プログラム作成や指導者と市町担当者との協働活動を目指した協議会などを通じて、各地域における指導者の活動を活性化させ、人権教育・啓発の更なる促進を図る。

■参加者

AI研修:38名(登録済み指導者 | 2名、新規参加者26名) A2研修:25名(登録済み指導者 | 0名、新規参加者 | 5名)

B研修:60名(協議には、市町・市町教委人権担当者27名参加)

■各研修について

【AI研修(3地区対面)】

- (1) 開催期日及び会場
 - ①令和5年7月25日(火)26日(水)壱岐市(石田農村環境改善センター)
 - ②令和5年7月27日(木)28日(金)長崎市(長崎県大波止ビル)
 - ③令和5年8月24日(木)25日(金)新上五島町(有川総合文化センター)
- (2)講師 桜井 高志 さん (桜井法貴グローバル教育研究所代表)
- (3)主な内容

参加体験型の人権研修を実施するためのファシリテーター養成 ※講義、演習、講師体験、学習プログラム作成

【A2研修(上記3地区以外オンライン)】

- (I)開催期日 令和5年8月29日(火)
- (2) 主な内容

オンライングループ協議を伴う学習プログラム作成

【B研修(全地区オンライン 市町・市町教委人権担当者協議会を含む)】

- (1) 開催期日 令和6年1月23日(火)
- (2)主な内容

実践報告、協議(人権・同和教育指導者と市町・市町教委担当者連携)

- ◎本研修による成果(人権・同和教育指導者作成の学習プログラム及び実践等)を P8~15で紹介します。
- ◆長崎県では、人権教育・啓発に関する経験や知識、技能を生かして活動しようとする人を

長崎県人権·同和教育指導者

長崎県人権・同和教育マイスター

として登録しています。

2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

人権・同和教育指導者養成研修参加者作成「学習プログラム」①

■ 活動イベント名

「ネットにおける人権について考える ~親子でランキング~」

■ 対 象:小、中学生と保護者

■ 時 間:50分

■ 場 所:授業参観やゲストティーチャーを招いた学習会

■ 主な手法:ディスカッション

■ ねらい

家庭でのインターネット活用ルールについて、親子で考える

■ 準備物:ワークシート

◇ 作成者:長崎市人権教育研究会 横山 耕介

■展開

全体の動き(プログラムの流れ)	ファシリテートポイント	時間
○アイスブレイキング「テレパシーじゃんけん」	・心を伝え合おうという気持ち	10
3回あいこになったら座る。	・合う喜びの体感を共有	
・ファシリテーターとじゃんけん		
・親子でじゃんけん		
・いろんな人とじゃんけん		
○親と子で(3~4名)のグループを作る。	・グルーピング	15
	例1 事前に班をつくる	
十	例2 好きな数字や食べ物4択	
親	などで分かれたグループ	
	をもとに班をつくる	
○ランキング作成(ベスト3)	※参加者のニーズに合わせ	
→インターネットを使う一番の目的 ベスト3	親子混合のグループも可	
→インターネットを使う一番の危うさ ベスト3		
使い方や問題点についての知識や経験を意見交換す	○ワークシート、鉛筆準備	
る。	・同じ意見や似た考え	
	・違う意見や新しい気づき	

- ○ランキング発表
 - ・各グループからランキング結果や、出た意見について発表する。
 - ・異なる意見や考えにふれ、感じたことを共有する。
- ◎「権利」と「責任」について知る。(知識の要点)
- ①「権利」は条件付で与えられるものではない。(誰もが生まれながらに使うことができる約束)
- ②「ツールを活用できる」という権利は、何らかの条件 を満たす場合に約束されるものではない。 「条件に合わない誰かの権利は我慢すべき」 「条件に合わない誰かの権利は奪ってよい」 という考えに結びつく恐れがある。
- ③「権利」と「責任」の習慣によるルールづくりでは、
 - ★知り得た情報によって他者の権利を侵さない。 (アウティング、いじめ、プライバシーの侵害など)
 - ★価値観の違いを認め合う機会を奪わない。 (仲間はずし、脅しや暴力、嫌がらせなど)
 - ★使い方や危険性を知り、使用目的を確認する。 (自己コントロール、真実かどうかの判断など)
 - ●インターネットによる人権侵害
 - ●「フィルターバブル」の危険性
 - →人権かわら版38号に掲載
 - ●長時間の使用による判断力の低下
 - ●情報操作や情報モラル
 - ➡『ネット社会の歩き方』動画資料
- ○「権利」と「責任」の視点からランキングをふりかえる。 ・各グループで、考えたことや気づきを意見交換する。
- ○学習を通して考えたことや生活に生かしたいことを 発表する。

- ○意見共有ポイントを掲示
- ・インターネットを使う目的
- ・インターネットを使う危うさ
- ・「知る」「つながる」権利
- ・「自他を傷つけない」責任
- ◎「権利」と「責任」について★他に有効な手段の例★

時間構成を新たにし、メディア安全指導員など、ゲストティーチャーから話を聞く。

『ネット社会の歩き方』動画 視聴する。

- ・罰則、ご褒美的なルールにした場合に陥りやすい影響についてわかりやすく伝える。
- ・こどもが問題に直面したとき に、多様な意見やアドバイスを もとに自分で考え、判断できる 環境には、何が大切か、一緒に 話し合う。

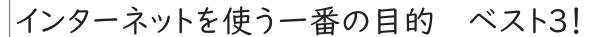
- ○親子が対等に意見を共有で きるように配慮する。
- ○家庭でのルールや学校での 校則についても当てはまる視点 についてふれる。

5

10

10

■ワークシート(例)



1位

2位

3位

インターネットを使う一番の危うさ ベスト3!

1位

2位

3位

人権・同和教育指導者養成研修参加者作成「学習プログラム」②

■ 活動イベント名 「昼休み人権イベント~マジョリティ側の特権~」

■ 対 象:中学生■ 時 間:35分

■ 場 所:昼休みの図書室(自由参加)

■ 主な手法:紙とごみ箱を使ったアクティビティとおはなし会

■ ねらい

・格差を生み出す「みえない特権」を体験する

・当たり前だと思っていることの優位性に気づく

■ 準備物

・「ぼくがラーメンたべてるとき」 長谷川義史/作・絵 教育画劇

ごみ箱・いらない紙

◇ 作成者:社会教育士・司書 山本 直子

■展開

学習活動(参加者)	指導者(ファシリテーター等)の活動及び留意点	時間
・参加の呼び込み	・座ってよい席を決め、紙を置いておく。	5分
・最初の挨拶	・人権イベントであることを伝える。・座る場所は参加者に決めさせる。	
・「特権」と聞いて連想することを発表しあう。	・生徒が考える特権のイメージを把握する。	5分
・ゴミ箱を使ったアクティビティ	・ゴミ箱を設置する。・まるめた紙は一人ずつ投げてもらう。	5分
・投げた時の感想等を発表しあう。	・発表はゴミ箱に近い順に行う。	5分
・『ぼくがラーメンたべてるとき』の 読み聞かせ	・世界から見た日本人の優位性に気づき、身 近な優位性を考え、どのような「みえない特 権」が存在しているか考える。	10分
・この時間の振り返り	・どのような人権イベントであったか振り返る。	5分
・終わりの挨拶		

Ⅱ 持続可能な地域の人権教育・啓発推進リーダー養成・活用事業

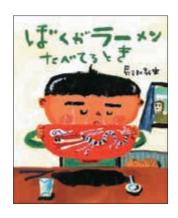
◎学習プログラムの構想メモ

- 〇当たり前だと思っている普段の生活を振り返り、見えていなかった特権に気づく と共に、自他の置かれた立場や背景を理解しようとする力を育成したい。
- 〇知識的側面として学んでほしいこと(内容)
- ごみ箱までの距離の違いや、紙の重さの違いで平等ではないことを知ってほしい。
- ごみ箱に近い人は、自分の背後の、ごみ箱に遠い人に気付きにくいことを、気付いてほしい。
- ・ 絵本の読み聞かせで、世界の同時刻の子どもたちの状況を垣間見て、日本人の暮らしの「特権」を意識してほしい。
- それらのことから、同級生などの身近な人への配慮や、人権感覚を身に付けてほ しいが、図書室での昼休みイベントなので学ぶというより感じ取ってほしい。
- ○人権感覚を育てるための手だてとしてやってみたいアクティビティ
- ・オンラインA2研修のブレイクアウトルームで教わったごみ箱のアクティビティ
- 「マジョリティ側の『特権』を可視化し、教育現場で生かすには」 (三重県 令和4年度 管理職人権教育研修会 講演記録より) https://is.gd/SiHd3z (アクセス更新最終日:2024.3.8)



- 〇プログラムで使ってみたい手法や教材等
 - 絵本

『ぼくがラーメンたべてるとき』 長谷川 義史/作・絵 教育画劇



○プログラムの実践を通して、学習者から引き出したい言葉など

ゴミ箱に近い人はずるい

紙が軽すぎて飛ばない

身近な体験で似ていることは?

紙の種類(質)がいろいろある

ゴミ箱の近くに座れてラッキー!

※昼休みに図書室で行う人権イベントとして企画しました。 図書室でのイベントなので、校内の人権学習と連携して、学級等で行う人権学習 時に、生徒の意識が向きやすくなれば良いと考えました。

人権・同和教育指導者養成研修参加者作成「学習プログラム」③

■ テーマ 「どこから相談する?」

■ 対 象:小学高学年以上~中学生

■ 時 間:45分~50分

■ 主な手法:グループ活動、話し合い活動

■ ねらい

・自分と人との「価値観」の違いに気づかせる

・自分の人権感覚を研ぐ

■ 準備物:カード(マグネット付き)、 ホワイトボード と ホワイトマーカー(班の数分)

◇ 作成者:人権・同和教育マイスター 梅木澤 茂

■展開

<u></u>		
学習活動(参加者)	指導者(ファシリテーター等)の活動及び留意点	時間
指導者の話を聞く。 各班へ準備物の配付	「今日は班で協力しながら、考えてほしいことがあります。人と考えが違うことに気づいてほしいのです。」 「では、机の上にあるカードを、三つのグループに分けます。」	5分
カードを三つのグループに分 ける。	ーつ目は、『先生に相談する』グループ ニつ目は、「先生には相談しない」グループ 三つめは、『意見が分かれたもの』グループ	
理由を言いながら、一枚ずつ分けていく。	時間を10分取ります。皆で話し合いながら、カードを三つのグループに分けてください。(各班にホワイトボード・ホワイトボードマーカー・カード)	10分

Ⅱ 持続可能な地域の人権教育・啓発推進リーダー養成・活用事業

	先生に相談する 先生には相談しない	
	意見が分かれたもの	
意見のすり合わせをする。	班の中で意見をすり合わせるよう指導する。	10分
	『相談するグループ』	
	『相談しないグループ』について	
	班内で、そのグループに分けた理由を話し合い、 ホワイトボードに書き込む。	
	かソイド小一ドに音さ处む。 	
	『意見が分かれたグループ』について、班内で意	10分
	見が分かれた理由を話し合い、ホワイトボードに書	
	き込む。 	
ふりかえりの共有	各班でカード分けして気づいた事を発表する。 (オープンクエスチョン)	10分

Ⅱ 持続可能な地域の人権教育・啓発推進リーダー養成・活用事業

カード

カード						
パンツを見せつけられるズボンがいつも下がっていて	落とした消しゴムをける	ぎょってみている 青められている人がいても いまってみでいる	笑わせてくるおもしろいことを言って	突然抱きついてくる	スマホに変顔を送ってくる	てくる「しめて」と毎日お願いしボタンがしめられないので
植物に勝手に水をやる他の人が学校で育てている	勝手に人の足をさわってく	突然くすぐってくる	に落書きする勝手に人の教科書やノート	くる	授業中ふざける	くる「一緒にやろう」と言ってできない勉強や運動を
足をけってくる	てくる	「終わったから」と手伝いに人の掃除区域まで	継続的に無視をする	てくる 話したくないのに話しかけ	わしてくる	ましていやがらせを書くネット上で他の人になりす
	しているうをポスターの目や鼻に刺ポスターから外れた画びょ	から黙って一緒に読んでく 本を読んでいるとき、後ろ	聞いてくる「何を借りた?」としつこく図書室の本を借りた時に	「別に」と言う何を言っても反応が	悪口やおどしを言ってくる	さ話や悪口を書き込むネット上に嫌いな人のうわ

長崎県人権教育啓発センターを紹介します!

センターの設置目的

- ★一人ひとりの人権が尊重される長崎県づくりをめざす人権教育・啓発活動の拠点施設です。
- ●人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための広報・啓発活動を推進します。
- ●社会教育関係者や企業・団体職員、行政 職員などを対象にした教育・研修活動を 推進します。
- ●相談窓口を開設し、人権問題などの解決 を支援します。
- ●図書・ビデオライブラリーや情報収集・ 提供機能を活用した学習や研修活動を支 援します。



県庁1階にあります

援します。

●交流・研修フロアの活用により、人権をキーワードにした交流と連携活動

センターのご利用方法

などを支援します。

- ●利用できる時間:午前9時から午後5時まで
- ●休館日:祝日、振替休日、年末年始(|2月29日~|月3日)
- ◎図書・DVD (ビデオ) などの閲覧・貸出し(無料)

品 名	貸出期間	最大貸出数(I回につき)		
図書	つ、周囲いよ	8冊		
DVD・ビデオ	2 週間以内	5本		

- ・県内在住の方、県内に通勤・通学され ている方に、申込みにより貸出しを行 います。
- ・最大貸出数は、男女共同参画推進センター所有の図書・DVD(ビデオ)を合わせた数です。
- ・DVD(ビデオ)は宅配での貸出しが可能です。(送料は利用者負担)



Ⅲ 人権・同和対策課(人権教育啓発センター)の事業等

- ◎Ⅰ階協働エリア及び会議室等の貸出し(無料)
 - ・人権に関係する団体やグループの会議、研修 などに利用できます。(120日前から予約 可能)
 - ※利用される場合は事前に当センターへ お電話ください。
 - ·「 | 階協働エリア」は、センター休館日以外 は貸出しができます。
 - ・「会議室」の貸出しは、センター開館日の土曜、日曜に限ります。



人権に関する相談窓口

- 095-826-5115(人権教育啓発センター) ※相談は無料
- 祝日·振替休日以外の毎日 9:00~17:00
- ・人権に関する悩みや、研修の企画・講師の紹介などの相談のほか、企業・団体等 からの研修依頼も受け付けています。
- ・電話による相談もできますので、センターの電話番号へおかけください。(ただし、 通話料は自己負担)
- ・人権に関する悩みなどの相談については、内容に応じて他の適切な相談機関を紹 介するなど、解決のための支援を行います。(相談に関する秘密は厳守されます。)

その他の取組

◎LGBT相談デー(相談は無料 ※ただし、通話料は自己負担)

LGBT等の性的少数者の方やその家族、友人の方などからの悩みや相談に応じ ています。

・相談日時:毎月第3土曜日9時30分~13時 | <専用ダイヤル>

- ◎駅前じんけん講座、人権企画展
 - ・年に2回、人権課題についての講座を開催しています。
 - ・年に4回、様々な人権課題をテーマに企画展を開催しています。

※他にも様々な情報を、ホームページで紹介していますので ご覧ください。

長崎県人権・同和対策課



ビデオライブラリー 新規購入DVD情報

◆ビデオ・DVD・図書の貸出について

県庁I階「県政資料閲覧エリア」にビデオ・DVD・図書を配架し貸出しをしていますのでご活用ください。

*ビデオ・DVD・・・ | 回につき5本以内 *図書・・・ | 回につき8冊以内 *期間・・・ 2週間以内

○借り方・返し方

【来館の場合】

- ・県民センター受付(県庁 I 階)で、希望するビデオ・DVD・図書名を貸出申込書に記入し提出してください。 ※相談等がある場合は人権・同和対策課が対応しますので、受付にその旨申し出てください。
- ※貸出しに際して、身分証等により本人確認をさせていただきます。

【郵送等の場合】(ビデオ・DVDのみ)

・長崎県人権教育啓発センター(人権・同和対策課内)までご連絡下さい。 ※貸出・返却時の**送料は利用者負担**です。 【長崎県人権教育啓発センター】 長崎市尾上町3-1

電話:095-826-5115(2585) FAX:095-826-4874

						FAX:095-620-4674		
番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	時間(分)	内容		
344	LGBTsの子どもの命を 守る学校の取組 ①危機管理としての授 業の必要性	D V D	ドラマ	学校教員(小・中・高・大学)	38	LGBTsの人口規模は少なくともクラスに1~2人程度であろうと推定されており、自分の担任する児童生徒の中に当事者が存在しているかもしれないという意識を持つことが必要です。 しかしLGBTs児童生徒の存在に実際にどのように配慮するのか、どのように性的指向と性自認の多様性を授業で扱うのかそのイメージがついていない学校現場が多くあるかもしれません。 本巻では、LGBTsに関する授業の実現を目指し、学校としてできることを模索していく一人の教師の姿を描きます。取組に抵抗する同僚など実際の学校現場で起こりうる様々な困難も描き、その解決策を考え、問題が起こりつつも一歩前に進めるための多くのヒントを得ることができます。		
345	LGBTsの子どもの命を 守る学校の取組 ②当事者に寄り添うた めに〜教育現場での落 とし穴〜	D V D	ドラマ	学校教員(小・中・高・大学)	38	LGBTsの人口規模は少なくともクラスに1~2人程度であろうと推定されており、自分の担任する児童生徒の中に当事者が存在しているかもしれないという意識を持つことが必要です。 しかしLGBTs児童生徒の存在に実際にどのように配慮するのか、どのように性的指向と性自認の多様性を授業で扱うのかそのイメージがついていない学校現場が多くあるかもしれません。 本巻では、LGBTsの児童生徒のみならず彼らを取り巻く非当事者の児童生徒の存在やその関わりにあたって、教員が留意するべき心得や、学校での取組や授業展開の注意点などを物語仕立てで紹介します。 教師の不適切な声掛けや授業展開がどのような深刻な事態をもたらす可能性があるか具体的に描く一方、目指すべき理想的な対応の一例も示します。		
346	シェアしてみたらわかったこと	D V D	ドラマ	中学生から	46	東京のどこかにあるシェアハウス。ここには、年齢も社会的立場も異なる人たちが、同じ屋根の下暮らしている。 外国人、性自認・性的指向、外から見えにくい障害のある人、災害時の人権をテーマにしたドラマ形式の作品です。当事者と時間、空間、思いをシェアすることで「初めて気づくこともある」ことが描かれています。各テーマのドラマの後には専門家の解説、当事者の声も収録されています。		



研修

みなさんのもとへ

人権研修 をお届けします

フルなどの ープ研修で 市町主催の

PTA研修で

地域の

社員研修や



- ★「身近な人権」を考えたい。
- ★人権の基本的な研修をしたい。 ★心が温かくなる研修をしたい。
- ★最近よく聞く○○を学びたい。
- ★オンラインで開催したい。



まずはお電話ください!

依頼者の要望をもとに (会の目的やどんな人が 対象かなどを考慮して) 研修プランをつくります!

長崎県県民生活環境部

人権・同和対策課

095-826-2585

担当:教育研修班

人権出前研修

◆ 主な目的

各地域の公的機関、企業、団体等が実施する人権研修の目的に対応した内容で人権研修を実施できるよう講師を派遣する。 (人権・同和対策課の職員や人権・同和教育マイスター等)

◆ 申込みから実施まで

1	人権・同和対策課(教育研修班)へ電話で相談 【電話:095-826-2585】
2	日時や内容等を打ち合わせて調整 (仮予約)
3	「人権出前研修 講師派遣申請」に記入して提出 (受付後決定)
4	研修実施 ※実施後に受講者アンケートあり

☆ 人権の主な研修会等については、人権・同和対策課のホームページ(研修会募集等のお知らせ)をご覧ください。



長崎県 人権・同和対策課 研修

検索



<問合せ>

長崎県県民生活環境部人権・同和対策課 (担当:教育研修班)

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 TEL 095-826-2585 FAX 095-826-4874



じんけん ながさき

(人権啓発資料33 人権・同和教育と啓発をすすめるために)

令和6年3月発行

発行 長崎県県民生活環境部人権・同和対策課 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL 095-824-1111 (内線2323) 直通 095-826-2585

この印刷物は、再生紙で作られています。